

## ～新型コロナウイルス出席停止期間早見表～

新型コロナウイルスにかかった場合、他児童への感染・蔓延を防ぐため、『出席停止』となります。

その期間は、学校保健安全法施行規則において『発症した後5日を経過し、且つ症状軽快後後1日経っていること』となっています。

◆4日目までに症状が軽快していれば6日目から登校可能です。

例	発症した日 (0日目) 月 日	発症後 (1日目) 月 日	発症後 (2日目) 月 日	発症後 (3日目) 月 日	発症後 (4日目) 月 日	発症後 (5日目) 月 日	発症後5日を経過した後		
							(6日目) 月 日	(7日目) 月 日	(8日目) 月 日
例① 発症後1日目に軽快した場合	発熱 ☹️	軽快後 (平熱) 😊	軽快後 1日目 😊	発症後 3日目 ☹️	発症後 4日目 ☹️	発症後 5日目 ☹️	😊		
出席停止									
例② 発症後2日目に軽快した場合	発熱 ☹️	発熱 ☹️	軽快後 (平熱) 😊	軽快後 1日目 😊	発症後 4日目 ☹️	発症後 5日目 ☹️	😊		
出席停止									
例③ 発症後3日目に軽快した場合	発熱 ☹️	発熱 ☹️	発熱 ☹️	軽快後 (平熱) 😊	軽快後 1日目 😊	発症後 5日目 ☹️	😊		
出席停止									
例④ 発症後4日目に軽快した場合	発熱 ☹️	発熱 ☹️	発熱 ☹️	発熱 ☹️	軽快後 (平熱) 😊	軽快後 1日目 😊	😊		
出席停止									
例⑤ 発症後5日目に軽快した場合	発熱 ☹️	発熱 ☹️	発熱 ☹️	発熱 ☹️	発熱 ☹️	軽快後 (平熱) 😊	軽快後 1日目 😊	😊	
出席停止									

◇ その後は症状が軽快した日によって出席停止日が準じ延期されていきます。

◇ 「発症した日」とは、病院で診てもらった日ではなく、新型コロナウイルスの症状(発熱・風邪症状等)が始まった日の事です。

◇ 無症状の感染者は、検体を採取した日(0日目とする)から5日を経過するまでを基準とします。

病院受診時に、主治医に発症日を相談、確認することを勧めます。

◇ お子様の体力回復と、新型コロナウイルスの感染拡大・蔓延を防ぐため、出席停止期間を守って自宅でしっかりと療養するようご協力宜しくお願いします。 お大事に……



予防の基本はやっぱり……手洗い!